

貞丈雜記

一之下

73
6592
2



73
6592
2

貞丈雜記卷之一 下



祝儀之部目錄之續

- 一 矢開之祝
- 一 嘉祥之祝 三ヶ条
- 一 婚禮古法
- 一 山橘之車
- 一 葵かゝり車 圖
- 一 昆布之車
- 一 下帶之祝
- 一 鏡着初之祝
- 一 置鳥置鯉二重折 三ヶ条
- 一 盃車
- 一 藥玉乃車
- 一 廢斗蛇之車
- 一 袖留之祝
- 一 玄猪之車 四ヶ条

雜記一下

目一

昭和九年四月廿四日
東京
贈

- 一 九月十三夜
- 一 祝言と云事
- 一 八朔之事
- 一 粥杖之事 ニケ条
- 一 左儀長之事
- 一 吉日を撰事
- 一 誕生初夜七夜
- 一 河縣祭
- 一 婚禮輿請取渡
- 一 老人賀之事

- 一 正月鏡餅
- 一 寶舟之事
- 一 御齒固之祝
- 一 卯杖之事
- 一 年中吉日
- 一 臍帶つゝ祝 三ケ条
- 一 小児湯始之祝
- 一 臍帶竹刀之事
- 一 輿請取事
- 一 桂乃里の夫婦

- 一 かけ香藥玉 圖
- 一 胞衣納事
- 一 婚禮乃脂燭
- 一 移徙之祝
- 一 ち後弓之事 ニケ条
- 一 ゆき帯
- 一 妊婦方透
- 一 いき餅
- 一 三月三日遊
- 一 新宅煤拂有無

- 一 菊乃きせり
- 一 正月五ケ日
- 一 正月五ケ日正説
- 一 夫婦盃之事
- 一 懐妊着帯之事
- 一 帯結や故実
- 一 いろ祝
- 一 三月三日艸餅
- 一 煤拂之事
- 一 正月門松之事 ニケ条

雜記一下

目二

- 一 ちごの子
- 一 山菅之事
- 一 婚入貝桶
- 一 大饗之事
- 一 婚禮露頭
- 一 御誕生産湯式
- 一 子戴之祝
- 一 子戴之餅
- 一 胞衣を納_ル故實
- 一 鼻心結の系
- 一 魚味之祝
- 一 尚齒會
- 一 元服理髮
- 一 婚禮盃之事
- 一 近世小笠原流婚禮式
- 一 年賀俗禮
- 一 喰初之祝
- 一 齒黒の祝
- 一 散采之事

- 一 醜を棟より為_テ事
- 一 誕生祝詞并錢之事
- 一 宮參之事
- 一 産着之祝
- 一 御く_レ並_レ粉
- 一 廿八日御禮之事

以上

貞丈雜記卷之一 下

伊勢貞友

同

千賀春城

同

岡田光太

同

門人

夫ありきまのり
あつちりとも
り飲食の部
○夫間ハ元
時ニスルコト
ニハアヲ分レ
現時ヲ生キ
タルニハ射
テ夫間ヲスル也

一 男子物さあき時多飲を始て射する時夫初きもの祝
とく餅をつき射する多飲を料理し祝ふ餅の調
和吟やう法式あり別々夫間書一書ありを
委く名えり

一 男子十三四歳の比禮忌初の祝あり武術ある人を
てて禮をきせりす也法式禮傳記あり軍用記

にもあるす

一六月十六日を嘉祥の祝儀と云事東山殿の比代六月十六日嘉祥通寶の錢をあらわめて揚弓のうけ物より勝負し遊びあひ勝つる者よハ菓字あはれ給をりしより始ると云説は比代外伝に云く東山殿年中行幸録倉年中行事殿中申次記殿中日記年中恒例記年中定例記以外京都將軍時代年中の祝式あるせる書どもは嘉祥の祝儀のりるるを始たりとあるが東山殿より始ると云説は世説問答に嘉定のりるるに於て京都將軍の時代にもありと云事あるとも

一殿中より比代事ありし形あり

一六月嘉祥の祝儀平城天皇の比代大同年中より始り少彦名命園韓神の酒餅を傳へたりて疫病を禱ふ所ありしが仁明天皇の比代承和十四年の比二神の御告ありて十六日の敷よりそくてもちあるなりと十六の敷の傳へたりありありの年号も嘉祥と改えありし中鴨長明が四季物語のハ見えたりと云事日本紀續日本記を初め延喜式に家次外伝に外伝に書き見えたりと云事四季物語ハ長明が実作のハありすと云説ありともありとも

長明ハ後醍醐院乃比代の人あり

儀也也
ヤウトニハ式
トニフ儀也

一五鯉^{コイ}並鳥を本より作り物ありて用古例あり古今

著聞集卷五^{和歌}云元永元年三月十日修理吉良^{アキスハ}

六条東洞院卒^イ柳太夫人丸供^ダを和^ワふあり

中畧^{チウリョク}當日^{トウジツ}彩^{イロ}の前^ノ小机^{コヅク}をたて^テ飯^イ一杯^{ヒトツキ}菓子^{カシ}やう^クに魚

鳥^{トリ}等^{トウ}成^{ナリ}ま^マて^テり^リ但^タま^マの^ノあ^アは^ハく^クり^リて^テ実^マ物^{モノ}は^ハあ^アら^ラず

是時六月某の強き時ありか奥を腐ゆゆはくり物^{モノ}あり^テて^テ奥^{ウチ}より^{ヨリ}奥^{ウチ}より^{ヨリ}を^ス鯉^{コイ}あり^テて^テ人^{ヒト}を^ス雄^{オス}子^コあり^テて^テを^ス看^ミよ^クる^ルを^ス考^{カウ}察^{サツ}あり

一何力^{ナニカ}祝^{イハ}り^テも^モ並^{ナリ}多^ク並^{ナリ}鯉^{コイ}二重^{ニヘ}折^マ籠^{カゴ}子^コを^ス射^イ上^{ウヘ}座^ザ並^{ナリ}

神^{カミ}は^ハ依^ヨり^テま^マる^ル子^コ鯉^{コイ}ハ^ハ客^{キヤク}人^{ヒト}幸^{サイ}ま^マの^ノも^モ侍^シへ^テま^マる^ル物^{モノ}也

常^{トコ}に^ニ祝^{イハ}り^テ鯉^{コイ}一^{ヒト}ツ^ツ雄^{オス}子^コの^ノ男^{オトコ}也^{ナリ}山^{ヤマ}猪^{ブタ}一^{ヒト}ツ^ツ也^{ナリ}婚^{コン}禮^{レイ}の^ノ祝^{イハ}り

鯉^{コイ}ニ^ニツ^ツ雄^{オス}子^コ也^{ナリ}山^{ヤマ}猪^{ブタ}一^{ヒト}ツ^ツ也^{ナリ}是^{コト}並^{ナリ}多^ク並^{ナリ}鯉^{コイ}の^ノ調^{テウ}給^{キョウ}の^ノう^ウり^リめ^メ

脂燭の指柳調度
り節ははす

一^{コレトイ}婚^{コン}禮^{レイ}ハ^ハ夜^ヨま^マる^ル物^{モノ}也^{ナリ}さ^サき^キ古^コ法^{ホウ}婚^{コン}禮^{レイ}の^ノ村^{ムラ}門^{カド}外^{ソト}ま^マる^ル也^{ナリ}里^{サト}火^カの

く^クの上^ノ臍^シ脂^シ燭^{ソク}を^スさ^サき^キて^テ迎^{ムカ}へ^テ出^デる^ルの^ノ旧^{キウ}記^キに^ニあ^アる^ル也^{ナリ}男^{オトコ}ハ

陽^{ヤウ}也^{ナリ}女^メハ^ハ陰^{イン}也^{ナリ}星^{ホシ}ハ^ハ陽^{ヤウ}也^{ナリ}夜^ヨハ^ハ陰^{イン}也^{ナリ}女^メを^ス迎^{ムカ}へ^テて^テ親^{オヤ}戚^{セキ}あり^テぬ

新^{ニウ}を用^{ヨウ}也^{ナリ}唐^{カラ}あり^テも^モ婚^{コン}禮^{レイ}ハ^ハ夜^ヨ也^{ナリ}さ^サき^キ古^コ法^{ホウ}の^ノ字^ジハ^ハ女^メ身^ミ人^{ヒト}を

昏^{コン}の^ノ字^ジを^ス書^カ也^{ナリ}昏^{コン}ハ^ハくら^クり^リて^テま^マる^ル日^ヒら^ラま^マる^ルの^ノ也^{ナリ}然^{シカ}る^ルも^モ

今^{イマ}大^{オホ}名^ナあり^テの^ノ婚^{コン}禮^{レイ}也^{ナリ}年^{ネン}の^ノ中^{ナカ}刻^{キョク}あり^テて^テ用^{ヨウ}する^ルの^ノ古^コ法^{ホウ}は^ハ

む^ムき^キこ^コの^ノ也^{ナリ}

一今^{イマ}時^{トキ}世^セの^ノあ^アら^ラず^クは^ハ祝^{イハ}儀^ギの^ノ村^{ムラ}ハ^ハ必^{カナラ}し^ク盃^{サイ}事^ジと^シ名^ナづ^クけ^テ盃^{サイ}を

ぬ^ヌり^リて^テ物^{モノ}を^ス叶^カは^ハさ^サす^ル事^ジと^シす^ル也^{ナリ}古^コハ^ハ杯^{サイ}の^ノ形^{カタ}一^{ヒト}酒^{サケ}を^ス盃^{サイ}

に^ニあ^アる^ル盃^{サイ}を^ス人^{ヒト}に^ニ傳^ツへ^テて^テ人^{ヒト}の^ノ盃^{サイ}を^スもの^ノ也^{ナリ}又^{マタ}美^ミ人^{ヒト}の^ノ盃^{サイ}

江家以等階坂次
中門登白履殿
階水取人下階執
番伴皆男姑相共
幟卧之
又云道場出物馬
二匹并送物云

頂戴もあり古祝儀の必式と献又ハニツ盃也ニツ盃トハ式ニ献ノ本膳ニ比
但し時々人の所を頂戴するものあり返すハハ
時盃よりウラ出申ハあき也めいりの也大内同答は外田
記をえり知ぐ〜今村盃のせね祝儀ありすと云はる
海人あり依〜ある〜也也

一祝儀のうけり物々用と山と花と云物ハやぶらう〜あり
此物雪霽ふもあらず細々赤き実ある物故祝儀に用
る也正月の祝ふも是を用と古今集に歌す

我意を思ひじうま〜あ〜むの山たちを那の色よ
いぢぬ〜よめもやぶらう〜の事あり

一五月五日〜玉を結裏より將軍家へ〜を〜由

年中恒例記等々〜う〜玉ハ菜也と書之殿中ハ次紀
の葛玉とあり是ハあやう〜玉ハ香ふ菜を画す
〜とある〜う〜の作花よ〜あや〜を結
付く色は赤を赤り紫れさげ〜物也是紙御簾〜
け〜也コトウミヤウモクシヤウ后宮各同抄ニ云菜玉之法麝香一兩沉香一兩
丁子五十粒甘松一兩龍腦半兩菜玉一聯十二箇月のあ
年ハ十三也一粒の大サ
用式ハ紅練紐ハ攝家ハ白清花羽林家ハ紫其以下ハ縹
色を用ひ侍也云

枕草子云マウきん〜ハ〜の〜〜つ〜
う〜あ〜お〜さ〜あ〜と〜〜つ〜



一祝儀は客人の集會の時乃一あまのいを三方より客人
 はまのいの手紙のあまのい一古の一あまのいをまのい
 る事ハあまのい紙をまのい一紙ハ紙のこもり物あ
 まのい色の裏紙をけだりてまのい也江戸人の家まのい
 楕圓あり婚迎紙も馬あり又太の慶あまのいを

引まのい一まのい人ありあまのいまのい一まのいまのい
 まのいまのい

今時婚札のいひ
 入ノ産物の格着
 二昆布の用ハ
 赤也昆布の格着
 物ハ赤ノ部ニ
 入ラズヨリ格
 着ノ中ニハハ
 又物ナリハ格
 膳ニモ用レトモ
 祝ノ物ナレハ格
 ノ部ニ入ハカラ
 ス進物ノ時ハ不
 用也

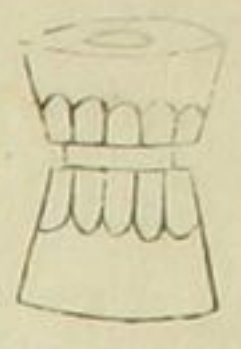
一昆布を祝の物とするは昆布を昔はあまのいといひ
 今也あまのいまのいの慶也あまのいハまのい海草を云あ
 らぬまのいあまのい同くあまのい一名を物を云
 らぬまのいあまのい一祝は用と一祝はあまのい
 いまのいあまのい一用と云也
 一袖とあまのい祝とあまのい京都將軍の時代あまのい一はあ
 まのいあまのい袖とあまのいあまのい也此事小袖敷の部ニ記
 一今時世上は幼年の人始々たあまのいあまのい

年中行事秘訣云
 御記寛平二年
 二月廿日丙戌仰
 意曰十月初亥録
 等信則行録以爲
 歳記比多天
 皇徳元比ヨリ
 御記長徳元年
 十月二日參内藏
 寮以辨折櫃給殿
 生別也

年中行事の祝名付てあがりおやのござく下おびの
 おやと名付てとくよりたあさぎを巻まきて毛の
 一祝ふ事ありいすくは着てあきつひ也あまうよ世
 の風俗おろまありくくゆるの祝あどすひみ笑ふく
 一御ちりぎうりくく猪の子孫餅の事也其石をどりの大
 又丸くくくすくおむめあも餅也紙を包ては
 下又内蔵あつ山子川くく下もあつ山子川くく
 書くくもあもあつ山子川くく下もあつ山子川くく
 有る書あやまりあまき欣
 一御歳重くくハ御言猪のり也言猪のるのくくも也

一猪の子孫祝の事十月ハ亥の月也亥の月亥の日ハ祝ふ
 事ハ猪ハ子を多くくむ物ある故を重子あやうくく祝
 少子孫繁昌ハ祝也と云又一祝ハ猪の子の祝ハ摩利
 支天の祭り也摩利支天ハ猪を養りあふ故猪の神を云
 猪ハ摩利支天の使者也故亥の月の亥の日ハ摩利支天
 を祭りて運を祈りて一祝あり依て武家も祝ふ
 と云
 一殿中ハ次記の内亥の子孫餅の事案ははくくたうがを
 と云るありはくくくくくすのり也なうがをくくも
 ぬ也謙倉年中行事云亥の子孫餅のりハ祝言の

六云
 粟の粉を云猪の
 粉は用ひし
 料如五



高五寸七分
 横五寸一分
 これハ所用ノ和
 也ト云堂上ノ
 大ク也
 天皇御前ノ御
 式後火中ニ
 焼く事あり侍

時也白餅赤豆餅黒餅銜重ツイカサマ糝ワシ胡麻ゴマの粉コ小豆コ乃
 粉栗コクリの粉コふり高又紙をまき三種の粉をまき不フをまき
 御前ミマエ又也松の本ノまきまきこのせのまきすを作りて柳
 の本ノまきまきを二ニ作ツクり強飯コハイをまき入イ三種の粉を
 うけまきまき二ニ作ツクりそく右のまきまき女メのちまき
 まきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまき
 まきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまき
 乃餅の粉コをまき松ノの葉ハ次記ツギキあり引命ヒキノミ考カウ之ノ
 まきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまき
 まきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまきまき
 又十月朔日餅を食クまきわんワを食ク海ウミありまきまき万

病ヤマトを除ノゾクも云本文あり政事要略セイジヨウヤクより書シテ云羣グン平ヘイ思シ
 隆集リウシウ云十月亥ノ日食餅除萬病又徐鉉シヨゲン初學記シヨカクキ云
 書シテ云雜ザク五行書ゴキヤウ曰十月亥日食餅令人無病マタ云々
 一九月十二夜を月見の夜ツキミす始ハジメ宇多天皇の時トキより
 始ハジメ也中右記ナウユウキ云保延元年九月十二夜今宵コヨ雲淨月クモケツキヨク
 明是夜アカリ寬平クワンヘイ法皇明月無双ハツサウ之由被レ作出仍我朝オレノミカド以テ九
 月十二夜為明月之夜也クニ保延ホウエン八崇徳院御代ノ年号也是夜トハ又ベ
 天皇御代テノノ九月十二夜ヲサシテ云也寬平ハ宇多
 の年号也頓阿トントンの草廩集クサリンにありけき以代イヨのむく秋
 よりや月を名ナをたふすといふあり人々ヒトも秋アキは九月
 十二夜の秋也アキあきくけき以代のむくも
 宇多天皇の御代をさし云也

今正月ニ禁裏ニ
テ用ラル、空舟
ノ儀ハ舟ニ采儀
ヲ多ツキタル儀
ナリ七福神ノ像
ナドハ書ヲ也右
ノ儀本ニテラヲ
シタル物ナリ

一 正月鏡餅を鑑カミに倚ヨロヒする事軍神を祭る也京都御軍
家ミヤハ正月廿日ハ其日ノ餅モチ此以祝あり由正月祝
儀カサリ飾エの儀カサリハ名々今世上ハ正月十一日ハ此祝す也
一 祝言シラゲと云ハ何事ありも祝ひ事也今ハ嫁禮カサリの事ハウリ
祝言シラゲと云ハ人ありあやまり也

一 今時正月二日の夜カウラフ子變舟エの儀マクラを櫓マクラの中ミニ發事あり昔ハ
節分セブン此夜ヨニ此儀マクラ用ひ也正月二日ハ此儀あり昔ハ
中恒例ナカノタテマツル記キニ云ハ節分の夜紙カミよりさくる舟フネ儀マクラ伊勢守イセノミ進上
之女メ中ナカ流リウ同朋ドウポン流リウ也此調テウリリ云々又巽ウツクシ阿覽アハル書カキ云ハ此
節セブンの上ウヘ意イ大引オホヒキ外ソト小引コヒキ以下イタドレ此引ヒキ合アヒ以ヨリ末ヒト女メ松マツ永ナガ也

云 大引オホヒキ小引コヒキハ引ヒキ合アヒ之ノ儀マツルの大オホ小コヲ云
右京都將軍家ミヤノ其ノ事也

一 八朔ヤツハチ乃祝イハヒの事コト一条イツジョウ揚政ヨウセイ乃書ノカキ多タハハ桃花トウカ葉エフ葉エフ云ハ八朔ヤツハチの
事コト正應二年テイエイニニ御記ミキニ云今日家ケ此ノ儀マツルとありて云々此ノ儀マツルハ何
物モノと云ハ月ツキと云ハ事コトと云ハありて云々此ノ儀マツルハ何
リナニ人ヒトと云ハ此ノ儀マツルハ何ナニ後ノチ深フカク多タ院イン御代ミヨ建長ケンチョウ乃
比ヒ布フひヒより事コトおそれるオソレ事コト也宗尊ソウソン親王シンの御代ミヨありて
云 又公事コウジ根源ゲン云 良ヨシ事コト作シハ八朔ヤツハチ風俗フウゾク此事コトハ天子テンシハ此ノ儀マツル
一 又此礼レもあらず堅固ケンコウ世俗セキゾク此風俗フウゾク之ノ或假名オシカ記キ
又建長の比ヒより此事コトありて云々此ノ儀マツルハ何ナニ折オリみミりリハ何ナニ事コトありて云々此ノ儀マツルハ何ナニ

廣日記文安五
年八月一日八朔
礼事何比ヨリ在
之奉我之由申
候後島月院末方
ヨリ出未叙相不
得所見送所疑先
代ヨリ此儀初叙
録舎ヨリ事起候
由所語傳也清家
之記嘉元比之記
ニ此事見之近年
如此之由注付
○先代ハ実朝
公ノ比ヲサシテ
再ナリ

まゝエシニウケレ明寺太閣タイカウの一条実隆文永の記は此七八年よりこのや
と雖天下は流布ルせるやのせむれより誠は建長の比
より此のありきり或は後嵯峨院ゴサガガインいふと若宮ワカミヤありき
外トイ道ミチ方カタ々の事コトは以モ理リありし時御ミコ閑カネ素ソをツあクさシあり
さんとて迎ムカヒ習ヒナは男女ヒツカ密ヒツカなるなりきり後ノチより
聖ホウ運ウンをツかラうセむヒくハ嘉カ瑞ズイありとて内ウチにシて
こありきりあどもト傳ツくウくセこれいハ何ニもコこ
りある事なりしありト真マコト実マコトハニきリありトる年トシ紀キ中チウ分ブン明メイ
ありすトとてハ後ノチ嵯サガ峨ガ院インの御ミコ治チ世セイの時トキ分ブンより此コノ事コト成ナリ
くハまタやシ以上イサ公コウ事コト根ネ元ゲン

貞丈云本八田の実とて米穀の成就を祝ふコトありあり
を田の実とてハあハをツ祝イハしテりトあハまタをツりテまタ君キミとシてハのハとシて
人ヒトは物モノなり君キミなりハ長チカとシてハのハむク者モノは物モノなりハ君キミ長チカ和ワ
命イナヒ一ヒトのハまタとシてハのハ祝イハ也ナリとシてハ京キョウ都ト將シヤウ軍クン家カのハ出イデ
たり祝ありしと也

一 御ミコ齒カミ固カタ以モ祝イハ乃ハ事コト簾カサ中チウ旧キウ記キ年ネン中チウ恒コウ例レイ紀キ第ダイにハあハせトも
妻ウメ一ヒトとシてハ鎌カネ倉クラ年ネン中チウ行キョウ事コトとシてハ五月ゴ日ニチ内チにハ御ミコ齒カミ固カタ
乃ハ御ミコ祝イハあり平ヘイ人の祝イハはハ長チカとシてハのハ祝イハのハ移ヒりトあハりトすハ九クキキ餅ヒヤクのハ
也ナリなり長チカとシてハのハ祝イハ也ナリ打ウ衣キヌとシてハ長チカとシてハのハ祝イハなりハ尺シヤクをツりテあハりトすハ後ノチ
尺シヤクをツりテあハりトすハのハ祝イハなりハ後ノチ

雜記一下

土

角を綿ワタあて結ムスビて綿ワタはるるさげろ衣キヌをあつげて上

御齒固ミハタを並りスを並を御打ミ出デとも云人ミありた不可

然シカれ也杖シ以ヒ祝イハどもハ大草オホクサで被免ヒ悟トる大草ハ危杖シ不可レ記レ無ク

連ツ敷シ方ハ御打ミ出デトリ出デる為其レ記シ云ニ簾シ中ノ旧キ記キ年

中恒例ナカノコト記キ等ヲ引ヒ合セ考ヘ了ス

一御カユヅエ簾シ杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

杖シと云事コト簾シ中ノ旧キ記キハ御杖ミカヅエとあり簾中ノ旧キ記キハ御

都將軍家ニ正月十四日大館上總收佳例也了郊杖を進上
しける由り次記録殿中り次記等に見えたり

一 左義長ののの殿中り次記は正月十四日十五日十八日の条は

左義長難^{ハヤシ}下^スラ^フ云々正月祝儀に飾^イ結^ヒ云々正月十八日

夜より入り爆竹の事^{爆竹トハ左義長ののの} 竹ヲ立テ火ヲ付焼也 有^ル竹^五本^立五

さ^シの^のを^を二^ツ作^リ帯^ラ云々正月草^ヲを十二筋^迄

云々^りに^付す^えひ^給云々^十二^本云々^りあ^きの^道云

ハ^イク^ク也^火 火^ヲ付^ケル^事ナ^ル也 公方極^ム八丹波の風^ヲ云々大^丈

と^ク様^樂云々^り不^レ甘^ク也^也 也^ハ也^ト云^フ也

正月十五日竹^ヲ云々後より進上也禁裏極ハ正月十八日

云々^り様^樂云々也^也火^ヲ云々餅^{十二}あり^り初^ノて^焼く^焼て

云々^り終^ノあり^り東山殿年中行事も爆竹の云々

見^ル云々

一元服^ノ云々付初^ノ段^ニ立^テ袴^ヲ云々^一等^ノ祝^ヲを^今ハ^必十一月

十五日^子す^るの^に成^リ多^ク也^也古^ハ十一月十五日^云云々

事^ノあり^りず^し川^ヲ云々も^書云々^の也^也陰陽師

乃^書云々年中^ノ最^上吉日^ハ正月十日二月九日三月七日^云云々

五月五日六月朔日七月廿六日八月廿二日九月廿十日

十八日十一月十五日十二月十二日あり然^レハ^也何^レ也^也

用^ル云々事^ノあり^り十一月十五日^云云々^の也^也

水左記云保保二
年八月十六日今
日東宮御着袴敷
季三殿白殿左
大臣兩人御前奉
上白殿侍御膳
給^ル云々 玉座云
兼久二年十一月
五日此日皇太子
懐成^ニ御着袴
也云々ゴ千ヤツ
コト^ノム男女共
ニ着袴アリ

追記
將軍家ニ限ラス
禁裏ニモ吉日ヲ
テ吉ニ仰下サレ
ヘテイラスル也
其書付テ時日ノ
勘文ト云ナリ

一祝儀事ハ吉日を多ふび用も礼也吉凶をさる川を
 禮の一ツ也古將軍家の以祝儀ハ陰陽頭より陰陽頭禁裏の陰陽師也今の土師
 門の吉日をくぐりて勘文をなり也勘文トハ吉日ヲ私でも
 それを准じて吉を多ふむ也さりあがらああり子吉
 凶はあつら物いふはさくもくあつらぬ事也よき
 御又也

一小児出生時陰陽の緒法はる古將軍家少くも將軍
 以産所へ渡御ありて以爲法く不その緒法を心し
 也兼中旧記云御産所の事中畧御ありてさるハ御産
 所へありて公方極以爲家を以てさるハ御産
御産所の事

康和御産部類記
皇子降誕其物具
自院以徑忠朝臣
被獻之銅刀切勝
借料

又三儀一統ニ云去ル比始テ君君以誕生
 ありき中畧以その緒法をつぎ給はるハ大御所入御在
 了法ぎ給ひ也云、貞丈云以自爲不そのをいつまふ
 ハ竹刀を以て法ぎ給ひをさる之をありて切者
 ある女房流ありつとく

一産の時竹刀を以て懸帶を切事神代よりハ風俗也
 日本書紀神代卷より以竹刀截其兒臍とあり是火明
 余火酸芥余火ト出見尊誕生しありて時の子也竹
 刀以上古ハあをひえとつひ也倭名鈿卷十五膠膝
 ノ具云竹刀日本紀私記云竹刀阿乎比言以竹刀云

すもの類よりうへに渡り也又一人は女をうへにけり左
 のあぐらふもをうへに也左ハ陽也右ハ陰也手をうへに
 くるハ陽也あをのくるハ陰也陰陽を表すも礼也
 両方とも又家老の役也又又後の時あぐらえの男入る
 うへに常時時あぐらえの男入る物也
婚入能の儀は又
人あぐらえの男入る

一 婚礼の時あぐらえの男をうへにけり
 の物也と今世上一統はあぐらえの男をうへにけり
 又又役人もあき程のやあぐらえの男をうへにけり
 又又大名は外歴はあぐらえの男をうへにけり

は不及也

一 老人ハ賀の事甲子の年より祝ひ初り五十七七八
 十九十百の年まで十年めは祝ふ也武家ハ別は親式
 也あぐらえの家はあぐらえの男をうへにけり
 屏風は書け祝の度あぐらえの男をうへにけり杖の上
 燈を作り付くを老人はをさる事あぐらえとい
 ふは合はむせぬ也老人は合はむせぬもたぬ
 をあぐらえあぐらえの杖を用ひと云他は右左
 もハ公家方はあぐらえをさる武家ハあぐらえの事也又
 五十の賀六十の賀あぐらえの賀のいさむと云はる

雜記一下

十七

年賀ノ始リハ仁
 明天皇ヨリ始ル
 秋徳日本後記仁
 明天皇嘉祥二年
 冬十月辛巳爾矣
 卯嵯峨天皇太后
 禮使奉賀天皇
 也其献物黒漆平
 文厨子十基
 云々以下献物多
 冊ノ字ハ四十也
 印本ニハ冊ニ作
 ル三十三ニハ年
 敷合ハス誤ナリ
 古本ニハ冊トア
 リ
 建仁三年十一月
 廿三日俊成々丸
 十之賀歌の内具
 親のあぐら君の
 人子とせり後を
 侍人共坊の杖を
 はつとありなり
 又新撰ニ帖也

後徒の日録宅の
ありては陸陽
師より皆々々
半ありては
ありては
ありては
ありては

字付く物を進物せず衣服の外も赤き色又ハ正
己ごをもるき色を不備するを忌む也座敷ハ上
座ハ川も此祝の如く籠子一對並鯉並鳥二重折を
置て水神へそあへる也扱多げ式三献七五三以下
籠子控お提ノ事ヲバヒノ字ヲ忌ミテサゲト云フナリ
一婚禮乃時夫婦乃盃男より女まさす酒盃ニ部ニ記ス
一正月のを彼方ハ川のはより始るといふ事ありあ
詠子神代鷲鷄羽菅不合尊と神代幼女あり
うる時は各々対始あめりといふ事共日本紀舊事
紀古事記古語拾遺あり云正し書みんえさるる

おまげ用ぐ天文十三年一条大納言兼冬卿の著しあ
ひ世談問答は正月よりあるハ何の如きや云題を出て
子細を書述ありその話小童始もてあそぶを各々の
其兄も常然そのつとええまり室所及時代の年中行
事新書 年中恒例記及中下次記 ありては 此ハニテハ 乃のハ兄え
これ始を各々此のハ兄えすに比ハありり一物飲土
佐國の人此物語は土佐国畑よりふあり山中の人正月
の捷ひは若よりを彼方の事をあそむありとらあてれ
あそむの如く組する物をやし小童もあより投てあ
そむる事おどりとありあそむる事左に

又換てはとく
しなはりの異語
ありては人の
あつてはあり

入立て射る也。右能楽の如くある物を名付てをぬと云
也。おとけしき人の常の事を申臺あどは日り竹志の竹
どの考ゆ射る也。云々。とては日る也。稿の考をいふ
海とくまどかの異語あり。まどかとはたき也。又
葉的の異語り遠き田舎必古風うせず浅る物
也。右の右後方の物ひ古き戯あり。さうあるも氣遣
よハ戯あつて田舎もの。〜事歟

一右後方の事土佐國の人乃物語ハ前ハ記ス。又大和國
吉野郡上市村の人物語云大和風多々正月小児
の〜あれまもむ方を射る。此的ハ繩を巻く物を

あへ〜さハ赤屋
日付〜物あり
〜ニテ作ル

依るに傳を大計之中に定ありあるの内〜二三寸
計也。形ハ禍為と云物の如く。禍ハか後と云想するも
付るをぬと云也。是以射るハ小兒幾人も立あつて弓矢
をうぬつて傳同射一方能端の方よりう能を海を渡り走
ぬらすを各射ることを後の中ハあふを射る事をあつり
とす也。左より右の方へ多らむ。射る又右より左へ
〜射る也。海をぬらす人の射るの中より二人
代り〜又出るもあつてぬ射るゆをぬらすを射
ぬらす也。云々。海にさるぬをぬらすをぬらす
あつて〜其の土佐風此人乃物語又同一事也。昔々

東鑑卷二治承六年三月九日巳卯
御臺所御着等也
千葉公常亂之書
依御仰以御子
小太郎胤政為後

何國よりも比多をあらねりしをよし後子他ふま右
の御方の書はふれ地をくく弓矢はうりあるかき海牙
云名のりけ知事ぬ事よありしうりも各子とふを海
いふ的を御方か乃名あり一説を海を破魔と書
年の始は悪魔を破るといふ事也といふ非あり
○ある人乃りり一播州へ行くとき播州一谷二谷の邊をこをせし田をうゆ女ども
あまのつゝの御座を腰に付たりぬの中は一人御座をこし月夜に女ありしを外の女
んやそれち後かあまよといひたりこれをこす書ハ御座のうやまを
つゝみえたりしを各子の御の書と似たりかを海と云るなり

一懷妊乃婦人志帯の祝乃村に婦人の夫帯を自身
に結ぶる古例也東鑑卷之十二建久三年壬子四月二日
の条に申尅御臺所御着帯御加持ハ安樂房阿闍梨

献御帶武衛奉令
結之給丹後局使
陪膳

原氏物語やし
本の巻下いし
つゝ腰のあり
いありをを御
又玉帯のゆき
ほせり御一條
院乃御代の比
又ゆあり中
ハ御久一さ
る
玉帯のゆき服乃
御久乃ゆき

御驗者顯學房也武藏守義信妻御帶持幕下令
奉結之給とあり幕下ハ頼朝兼中舊記云御産不乃事
上はるむ乃大上臈をりぬ女房流いよや結之ハ御帯
いよひまつ御所ありの御さうつきまつりハ御不
さ御帯ぢきよさるれハ云是ハ室町將軍の御りよく上は
御産不を御所さぬハ將軍を
又云御てうけのたごもあきハ御不さ海の大上臈御帯
いせハ乳云たごあきハ御妾懷妊の時ハ將軍ハ自身ハ帯ヲ
結ぶるすハ各代として將軍ハ御方の大上臈御帯を
むきひと系とあり
一妊婦乃腹帯をゆきと帯と云結肌帯といふ事略

一 一ゆきど帯と云也

一 帯結極故実着帯時也 應永世二年十月廿七日薩戒記云今日午

尅女房着帯日時兼勘解由小路三位在方御勘文也 於東面庇南間有此事其方依勘文也

先女房南面着座予中山定親 於其前女房右方 取生帶精好信帶也納管先是以大炊助重兼遮加持所也

自端方指入女房左袖中女房取之自小袖下付身引廻

後自右袖出之予取之如元納管次予又取布帶加同管 指

入女房左袖中女房取之帶給也次予退次有盃酌此

更雖非本儀為後注付云 按始ハ精好の帯を結い後布

帯結ふ也非本儀と云ハ此此事ともを日記に記す

す及云すと云事あり

一 御基所すも御妻すも懐妊の時陰月近々あり

御殿を出て御家人乃宿を移り居る産ありあり古

例也東鑑并 蜷川親元の殿中日記等より見えたり是

ハ古ハ何事と陰陽師は考へて吉凶を定む事あり

一 御産の時將軍家の御所より御基所の御所

凶き方とありある由陰陽師考へて時ハ吉方とあり

る御家人乃宿を移り居る御産ありて後吉方

ありて御所へ歸りありて是時誕生の御子も御所へ

入りあり又御家人乃宿を移りとも吉方ありて

別所の御館今中金浦下 へも移りありて移りありて今の

二夜五夜七夜九
夜一祝東鑑卷二
一兄夕リ出生ノ
日ヨリ半日ニ祝
ノ也一三五七カ
ハ陽敷十レハ祝
フ也

日次記建久八年
正月一日小児五
歳獻餅云々

かとかれどいか
こくあれとしか
古事待卷六曰安
壽守基明殿感
子之時正月獻餅
ノ間少納言入道
祝言云才學如祖
父文章如父ト云ク

雜記云長保四年
正月一日昨夕初
命之旨被申獻餅
事云者五歳男者
〇歳以前之事也
由也

文徳実録ニ母子
單編ノ章見たり

世子ハあ—— 右ノ外公家ノ書ニモ他所ニ
出テ屋スル幸旧記ニ多シ

一 子出生して後、かの祝と云ふあり、二十日と書てゐ
かともむ也。出生後、日より五十日めの祝也。七夜乃祝
の如し。

一 いたゞき餅の祝と云事あり。公家方より、あはみたり
是ハ小児五歳ある迄、正月吉日候、あはみ餅を小児
の頭の上より、さうせうせうせうと、官位々々固かせ命章々々固れと
祝詞をいひて餅を以て三度、頭々當る也。祝式の次第
委く桃華、苺葉此書ハ一条抄政
兼良公所作、あはみ々々今ハ
紫日記云
部イ、紫日記云、
日次うん日ニキあり、あはみ餅の祝、いさぎもあらぬの事
也。

とまりぬ無隣云六ワキ付寛私六年四月のあせあふとあり、
とあり、うん日ニキあり、あはみ餅の祝、いさぎもあらぬの事
也。

新六帖信実朝臣の勅、あはみ餅の祝、いさぎもあらぬの事
也。

一 三月三日乃祝、あはみ餅、今に戸出、あはみ餅の祝、いさぎもあらぬの事
也。

あはみ餅の祝、いさぎもあらぬの事、あはみ餅の祝、いさぎもあらぬの事
也。

人の形を似せ居
をいとうことい
いむとうことい
多福勝してを
うことありとも
也れきより又時
用して何あて
物の形をう
りせしむるは

海を學びてを形祭して海つるものありたす也今もい
ふ紙の形如式ありとて金紙して作りけるを糸を
用も也白紙を金紙まうてる遠ハあせども紙ひなを
如式して作りけるハ己の日記もて用ひしこと
のまづて紙の川一作りける物あり まづて人づこの後ハ形
乃部はありあり
の日記もてハ男女ともにする事ありとも後ハ到りてあ
る云ふハありハ女子のて紙する事ハありけるあり
又按て源氏物語枕草紙も是えける女子の書に糸づ
云ふも紙して作りける人形して陰陽師紙もて用ひ
ひことま似るものありてハ習りける紙づい

ついでい
ついで

と云ハ云やかとの異語也いあづハ云とて此語あり
云と語していとも云キツト通音也又い語していあ云アカサタ十機の通音あり
勝語ともハ云キ通音ありありとていとの川まうるをい

一十二月ス、ハラヒ煤拂之事東鑑卷三十一も是えける又室町辰年

中恒例記十二月廿七日ノ条云いすハ形在る於内儀御祝儀也常

御所ハ會石御座以ハ御會所ノ同朋仕上カキ柳御存

所ハ御末ノ同朋御末ハ御末コナシ男御并御末ノ同朋仕也又云

以すともて紙祝儀雜養サウニ也御美女方ヨリ糸也御會

所ハ同朋御末ノ同朋御末男御並御美女御於御末サウニ

御酒器又云ハハキノ道具工サシ柄刺ハウキノコイ布

一人ニ一色ハ下ハハキハハキノ道具也サウニモ御念り

板と云也室町殿年中恒例記正月ノ御こぎりのこぎりのこぎりの

のり也光雲寺を上又十一月御コギイ夕十二箱二入田月在一年

千リ五ツハウキノエニッ御大工進上之棟梁モ同前之友

人ナガラ御太刀下又一条振政兼冬公御作の

世渡問答云問おさあきこぎりののこぎりののこぎりの

き侍りいああのあやあおあさあもあおあ子あらあね

まあむあ事あ也秋の始蜻蛉と云む出きこのあ蚊を云

ら物ありこまあ子あらあいあ木蓮子あらあん

おあうあらあああはあ收あをあつあきあらあこれあをあつあきあらあ

きああねあおあ川あとあ時あ人あおあうあらあのあやあうあありあはあ

蚊をおそねあめあとあつきあ侍ありあ云あ

魚味の祝ハ小児は始あてあ魚肉を喰あむあ事也又真菜

ハ祝あとあいあもあ同あ事也小児之四歳の時祝也あ日あ後

なあとあ真菜と書あはあああよあああ小児は食物を供あるあ祝ありあ

弱きあ之あ歳あ比あ也あ乳あを用ありあ粒あ食あ魚肉あをあ喰あむあ

叔あ之あ後あ之あ四あ歳あ子あ也あ也あ魚肉あをあ喰あむあ事也

小児ハ脾胃弱あきあ粒あ食あ魚肉あをあ喰あむあ事也脾胃あ弱あ

こあやあらあずあ病あ起あるあ事あありあ依ありあ粒あ食あ魚肉あを

喰あむあ事也三四あ歳あもあもあ脾胃あとあらあくあくあありあ事也

雜記一下

真菜ト云上同
玉海云嘉應元年
十一月十九日今
日小児ニ歳有食
真菜事云
曾鏡ニケフリノ
入玉ト云卷云此
ノハ伊原の川を
ノのらつ定も六
ノありてあつて
義明門渡りし時
臭味きこめ
あつて云へ
今も未だテ奥
ノ商人ヲあやト
云ハ奥屋也又
う布ト云酒のむ
時食不奥と云
あつて云へ
三歳以前ハ小児
ニ依テ飯を喰
肉ニテ喰ふハ
可也云へ云れ
云れハ肉ハ真菜
みて表面ハ真菜
の祝ナリ粒食奥

比始て粒食魚肉也... 祝ふ事也東鑑卷廿四同十四日於左府有魚味之儀と

是ハ左大臣道家らノ御息ヲ鎌倉実朝公ノ養子トシテ謙倉トナシテ魚味の祝あり

着袴魚味也... 同卷三十四今日若君... 令嘗魚味給申刻於寢殿有其儀

云以外公家の旧記は魚味ト云うなり同ノ也

清次納言枕多子
みお寸計ある卯
提ニツを卯杖乃
きぬよりうらつ
うらつしうらつ
ちを卯杖乃
卯杖乃うらつ
卯杖乃うらつ
卯杖乃うらつ

正月の祝又女の髪を... 山菅を用ふ事あり
也はすげと小麦門冬の事也... ぬ物也雪をふもつとぬ物也
葉の大ぬと細ありと二品あり葉の大ぬを山すげと云

細ありをぶあやうが... ぬ物也室所將軍正月祝の借物

山菅を用ふ事大草信正月祝俊飾の飾あり
えりり

尚齒會と云ハ尚齒と書てよきひを... 年若くする人を集えて侍つたり

七人の外は垣下... 七人の外は垣下はくもあまあり垣下は相傳の
人を云也垣下の座とて別は列座とてお傳する也

唐土も此會ありし也尚齒會此古例ハ古今著聞集

卷四詩ノ部同卷五和歌ノ部妻く久えく

一 婚入の村見桶を先一乃調度調度ハ道具の事也云するふのたをふり

乃見ハ外の見よありすふふありぬ物也幸しく貞

女ジヨリヤウ而夫は見ずとて身持しき女ハ其人の男よ身を渡

くせさるるゆへ一婚入又云さび婚れせぬまあり

公あり又いふ一の為もあつぬ見桶を先入乃

調度のうををさよすりありうはをさよはしつもの物の先一の上層は是れ也

見おのひのりき調度乃部部記

一元服の村理髪の人元結をさる事元結をさる事ハ髪をゆふ事也むらり

とてむむ組の事箱人物の部部記

大饗ノ時ノ正客ヲ尊者ト云相伴ヲ恒下ト云

一 大饗と云事ハ家あり大臣此大饗と云ハ大臣は任せれ

る人其祝は数多此客人を招きて饗應せしむ事ヲ云

大饗此二字を今世地下の俗語ありしむ大がむのひ也

一 婚禮は男女盃とりつすは男より始むるは子細

酒盃の部部記しり恒々見く一或説は古ハ聲をハ先男

乃家招き入て婚れを調ふ源氏物語も光源氏ヒカルの

君を左大臣聲ありて光君を左大臣の家に入ると葵


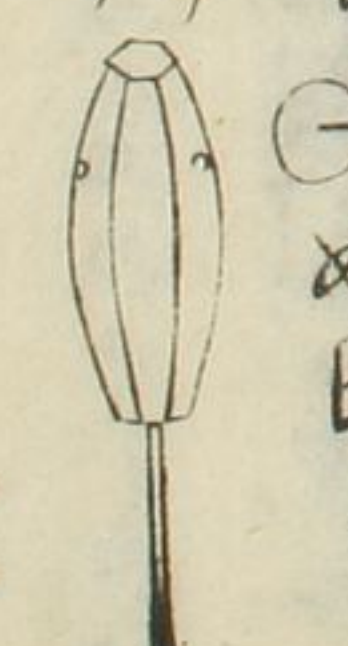
の上よあつて婚れを調ふれし中見えくさるハ女の

家あるハ女君より盃を始ぬ酒の公見をく聲殿

或説ハ親達とて男先ハ女の家へ行て女をのれある事なりといふハ其の原のよ一日本ハいあきよて例とすなりといふ

一益をさすの古礼也といふは實に似ては實に
 あは源氏のついで天子の御子ありて左大臣の聲をせしむる
 作をうけありて是の如きは左大臣の家に入来
 ぶせし也常の例はあらずその上源氏物語はつくり物
 語也といふ例といふも又昔ハ女のもと人男忍ひしり
 よひ行き後はその親交つけり事ありてこれと出よは
 男を其姑家の聲よりする事古き物語は聞かざる
 りにれは此の正礼はあらず常例とすべし
 一古書は嫁れ乃三日め露^露歎と云ふは露歎と書い
 るは...と云ふ也嫁れの際より二日めより三日め

親類をりり知りて他人に知らせず三日めより廣く婚
 礼の世を他人に知らせぬを露歎と云ふは嫁れをあら
 けす公也

一正月小児のちてあそび物なごりてきつちやうと云物乃
 今も京にありて戸ありて形

 胡粉をぬりたるをだてし松糸ありていふはきまきる物
 ありてあそぶ時ハぶりてをぬきては

 此は...一方よりこまをすを
 びぎちやうありて川也毬杖の玉を打て別のもの也毬
 杖と云ハ杖をぬりて毬を川事也毬ハ革ありて作りて

椰子の皮厚くも
 也二ツワリテ水
 吞ありはすの也
 康和御産御記
 糖二柄付一柄
 金銀犀角錢管入
 御取御中納
 言御取御中納
 虎頭犀角相加自
 虎被献之
 又元永御産記那
 類記河礼二条及
 未把皇子件人故

おまの事也正月女子のあまりつくふ穂杖の玉うつ送
 風あり世後問答は正月木丁の玉をう川子あそび
 木丁ハ穂杖の
 子をいああり

一若君御誕生ありて以産湯をわくせり時^{わくせり時}産湯の
 頭乃うげを御湯よりうけてのうせりあり虎ハ極き
 獸あり諸の獸のある物より邪氣を退ゆゆ之を乳を
 うけて以湯をひうせり也又やしをのたまやうを御
 やあをハ唐の菓ハ椰子と云木の實あり大廿徑り三寸
 計あり丸しそれを二ツよりりてたまの如く柄をす
 げう用の也 ^{椰子を解す} 椰子ハ毒氣解物ある故産湯用
^{やしを云}

宰相中將家故卿
 女御の殿持犀角
 虎頭又係祀委記
 云云御産御記
 例一枚一口進之犀
 角金銀珊瑚車渠
 馬腦頭珊瑚湖瑠
 珀真珠等入白
 生絹小袋入御湯

胎毒を解ス為也室町將軍ハ御産所の以道具を記
 一々書き以て始終ひきり以事 ^{ねよごハ后田上野母は比のうけりそらうを}
 一ツされりうぶゆ ^{ねよごハ后田上野母は比のうけりそらうを}
 ひうせりされりゆ ^{ねよごハ后田上野母は比のうけりそらうを}
 事云 ^{ねよごハ后田上野母は比のうけりそらうを}
 其はうげをうけりてさきとハ虎の頭のうげを以湯より
 す也虎の頭を御湯よりうけりてさきとハ虎の頭のうげを以湯より
 弘子年十月十日東門院の後一条院をうけりてさきとハ虎の頭のうげを以湯より
 御湯及ハさぬきり宰相の君ハむろ之湯ハ大納之の君也
 宮ハ殿よりてさきとハ虎の頭のうげを以湯より
 宮の内侍をうけりてさきとハ虎の頭のうげを以湯より
 人の文のうけりてさきとハ虎の頭のうげを以湯より

了史記の第一の巻をだよむ云々 以時のありさまを古き條に書きしるす
度の心を折衷のせしむる物なりを云
房をくちまの餅をあげり貞丈初めふこ丸をきくしるす
度の頭を切り用ふるなり

一近世江戸にて婚禮子かあ人の上下より人の意地のしめを
あしし腰に飾を織くるをことしあきとく嫌いの又之の
祝の餅は古より居るあるをその餅の數ある八十と定見
うあすといふ物に入り舞鬘の使者途中より出合ひし
あきとの鯨尺をもちあきなる事又うほめと云女婚禮は
供をする事と云いげと云女 あきとくといふ
しよ云あり 婚禮は百羽を
み又よめ輿入る村舞の門内まゝうちあつせ乃餅と云
老人夫婦餅をつくゆ又よめ入の日よめ乃輿を前を

うろへきうけぬようきぬ事又柳橋を屋内表多留と書
付をするゆ又めづくの輿は筒守をもち犬もちをのせ
て戸をひらき人の足物は俵あつめの又 エニアウ
ツヒトリ 祭巻乃衣長と云
良あきとく物を作る事は外常は移りくるものた多し是
小笠原流也と云小笠原の先祖は信濃國の大名あり居る
望む信濃の國乃風俗欽古京都ありいあき事ども也
右の事ども我々あきいあき事ども也若し人たの事たは
も問ひのたども我家傳はあき事ども也知すゆ事
べし右の事ども用べし世間をたやると云たは事
とももの事どもをくくすあき事ども也近世水端

みりおのりいぬ
の物持こみぬ也
考ハまじりたる
室者乃ちり川ま
はりま

此外は五穀を多し備へて餅の久しあま松のふね根笹の
餅の上は何れも務を伴餅也云色の餅は白ハ米の粉黄ハ豆
の粉青ハ袖の糸粉黒ハ胡麻赤ハ小豆の粉也是れを五色也
折二合は盛財ハ五色を盛合也産婦ハ五色の餅を一献
又五度又居る候引替也勿論襖子も一献くく六献め
肉羽出七献めは腸煮り是を式の者なり也又折二合はす
味財の祝は初献引渡二献の時二合の折二献めは鱈乃物
出る也此餅を子戴の餅ともなり也
又云云粉イタキ之五合ノ餅ヲイタキクモシ
一食初の祝は茶流献方口傳書云食初ハ男女共生むく白
きりくまひ百廿日は南日也月夜ハ五月月まきり木あり

又我教討軍師代
吾若也遠近之時
胞衣を納むる太
平云云文字有候
世三文ト一筆一
骨ト墨一丁相副

是成親初の祝云今湯飯より男子百十の女百十の
焼く人あり異儀也百廿日本式也此時能く立つ
て是市の餅を男五五度土釜に盛かす又足打子親子
餅の久しあましを盛也是を齒固の餅ともなり也白餅
も又ハ小豆餅もすなり也此餅ハ代物を色分まつる法
也
貞丈云公家よりハくひをぬる菓の祝云又奥味の祝云云奥を用ひ候あり真菜
トハ奥の寸之歳の餅はこれハ乳を吞出る之用ハハ飯を食する事あり
トモ候ありハハ飯を食する事ありハ
真菜の祝の日よりありありあり
一胞衣を納む時今世男子ハ墨筆を入納む是今世女子
はあま古よりありあり康和御産部類記云被納
胞衣大納言并左少弁顯隆奉仕其事加入籠中金銀

一産時ツキを棟ムネより落すの將軍家ニ此汝汝ニ

上ハあり一奉也治承御産記云治承二年十二月二

皇子降誕安徳天皇此間自日陰間上轉醜破三分云又手

家物語卷三中宮御産条云后御産の時以殿のむ終

より醜を歩みむすより皇子以爲人生六南是

皇女と人生此れおとす是こしきを棟より落

すも前云散米と同しきあり皆人奉け發す爲也

一小児誕生の時祝詞系枕上錢を垂す將軍家ハ汝汝

お堂上ハあり治承御産記云皇子降

誕中畧内大臣誦祝詞三五以天爲父以地爲母領被置錢於皇子

金銀九十九令

御帳御枕上二件銀九十九文納方三寸許白生絹袋也以白糸爲括御産以前自禪門被獻

受大夫取之被傳内府皇子渡御以前被置白御帳内也云

一宮糸事本ハ段々糸云也也誕所記云百日の

内ハ白小袖百日久色垂也産婦見并仕女色

小袖を忘す色垂一の祝あり色垂有之七也

後吉日次才宮糸又祝言次才蠶川親考記天文亦録比記云百

日は色垂一と云て赤き小袖をとすふすふ之糸

ふす云御宮糸云名目義滿將軍已未能事也

又東鑑建久三年八月九日御臺所御産氣男子實朝公御産也

次有御名字定千万君云十日若公二夜事武藏守

三浦公沙汰十一月五日若君御行始也云誕生日ヨリハ十六日メナリ則

三十七

走敷故実云天文五年十一月廿八日若君御産始而ゆり云々糸選御候て各内大才二百日余り也

産衣と云ハ衣服
 日と限ラズ過半
 俗物信原太と産
 衣ハ穢腐汚勿名
 多依そと云ハ
 二威の時院よ
 りんせんと作を
 蒙り候のてと云
 と禮を感し袖と
 入らまらと云ハ
 こを係ちる産衣
 と云ハついでと云
 産衣の初と云ハ
 禮を感し袖と云
 と云ハついでと云
 産衣の産衣と
 同と云ハついで

名附モ誕生日名附クル極ニ見タリ御行始ハ宮齋欽

一産衣の祝乃事凡産衣と云名ハ義教將軍家此より

坊名吹えりあり於らありの事ありと云云

あらず産衣を始りて其すを其の祝と云あり俗

産衣と云ハ本儀生衣あり殿中日と紀云寛正六年七

月廿日若君義政公妾服後三皇院ニ住セラレ義覚申上方誕生五夜以帯絹女房故実條云きぬのあひ

小袖うしろあはせのこ入て後飲あけ持糸以帯渡わた糸以衣明後日八朝

也坊御帯紋みどりの色と染り以衣又此調と糸以衣

十重以紋物うしろあはせ一々女明後日可成以調と八

月朔也御産衣以加持以衣平糞ヒラフキ又此と御産衣

子居以衣以祝在り同年十一月廿二日義高公也若君御

誕生十二月二日御産衣御加持以衣以祝時酉云

所記云御誕生以勤文を以り其事あり何月何日

と云と云人又此と云と云と云と云と云と云と云

誕生記云産衣ハ白き也又ハ空色と云も用あり也

八歳重も教多財白ト空色トアレレ勤文ニマカセ當季ノ色ヲ定ル故定リタル事モナキ之ケレト此産衣ハ

着給ニハアラスレテ進上トナトノ事ナルヘキ歎サアラハ色ハ空色白色ニテ

紀云永享六年二月九日若君御誕生義勝公ナリ同御誕生八日帯

為御ウブ衣管領進上同廿七日又七夜御祝以意

帯と云ハ御産衣の時を以て御産衣に帯を加持し御産衣と云

云、
りて御遊は終りて也。此例も今も亦ハ白紙あり也。

貞丈雜記卷之一下

